

(証券コード 7501)
2020年2月7日

株 主 各 位

東京都墨田区菊川三丁目1番11号
株 式 会 社 テ ィ ム コ
代表取締役社長 酒 井 誠 一

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年2月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年2月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区菊川三丁目1番11号
当社本社 4階会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第50期（2018年12月1日から2019年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎決議の結果については、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。
（当社ウェブサイト <https://www.tiemco.co.jp/ir/release.php>）

(添付書類)

事業報告

(2018年12月1日から2019年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2018年12月1日 至2019年11月30日)における日本経済は、中国経済を中心とした世界経済の減速や消費税増税による消費の落ち込みを受け、製造業を中心として多くの業種で景況感が下押しされる形となりました。個人消費は、大型連休の特需などが消費の押し上げ要因となった一方で、台風19号等による自然災害の影響や、10月の消費税増税による駆け込み需要の反動減などから、日用品や衣料品などの販売は盛り上がりには欠けました。

当社の関連するアウトドア関連産業においては、釣用品市場、アウトドア衣料品市場とも、全般に消費の力強さを欠く展開となりました。

このような状況の中、当社では収益増加に向けた取り組みを行ってまいりましたが、折からの消費の停滞や天候不順の影響を受け、当事業年度の売上高は29億24百万円(前年同期比2.4%減)となりました。また、売上総利益の減少に連動して、営業損失は4百万円(前年同期 営業利益43百万円)、経常利益は1百万円(前年同期比96.5%減)、当期純損失は13百万円(前年同期 当期純利益 31百万円)となりました。

フィッシング事業

フィッシング事業に関しては、天候の変動や当社の商品仕入時期により、販売が左右される展開となりました。

まず、ルアー用品に関しては、特に、ロッド(釣竿)等に代表される高単価商品の販売が進まなかったのに加え、商品入荷時期の変動の影響や、夏以降の度重なる台風等により釣り場環境が悪化した影響により、売上高は大きく低迷いたしました。また、フライ用品に関しては、シーズンに先行して早期実施した新製品投入や動画配信等のプロモーション効果により、国内における販売は堅調に推移した一方、対米向けの輸出が低迷した影響等により、売上高は前期を割り込む結果となりました。

これらにより、当事業年度におけるフィッシング事業の売上高は、8億24百万円(前年同期比8.5%減)となりました。また、セグメント利益(営業利益)は87百万円(前年同期比24.7%減)となりました。

アウトドア事業

アウトドア事業に関しては、前年同時期に比べて暖冬傾向となった反動も加わり、ジャケット等の防寒重衣料の販売が低調に推移いたしました。また、春夏物に関しては、インターネットを活用したプロモーションにも注力いたしました。また、春夏物における気温低下等の影響や、秋季の台風等による天候不順も加わり全般に消費が停滞いたしました。

その結果、当事業年度におけるアウトドア事業の売上高は20億72百万円(前年同期比0.5%増)となりました。また、販売費及び一般管理費が増加したことなどにより、セグメント利益(営業利益)は1億34百万円(前年同期比8.8%減)となりました。

その他

その他の主な内容は、不動産賃貸収入売上であります。当事業年度に関しては、その他売上高は27百万円(前年同期比14.3%減)となりました。また、セグメント利益(営業利益)は20百万円(前年同期比19.1%減)となりました。

(事業別売上高)

区 分	売上高(千円)	前期比(%)	構成比(%)
フィッシング事業	824,494	91.5	28.2
アウトドア事業	2,072,250	100.5	70.9
そ の 他	27,736	85.7	0.9
合 計	2,924,481	97.6	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、主として、直営店等の什器内装工事、新製品ルアー等の金型製作等に24百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

厳しい経済環境に置かれておりますが、こうした状況にも耐えうる体制を築き、安定した収益の確保を目指してまいります。

フィッシング事業では、今後も釣り人口の裾野拡大に寄与しながら、ブランド力の強化とネット活用の取り組みにより、収益性の向上に努めてまいります。

アウトドア事業に関しては、アウトドア衣類ブランド「フォックスファイヤー」の商品力強化とともに、引き続き直営店舗「フォックスファイヤースタア」の収益向上に努めてまいります。

また、フィッシング事業、アウトドア事業の各事業間においても、有機的に連携を強化し、ティムコとしての総合力を活かしてまいります。

(5) 財産及び損益状況

区 分	第 47 期 (2016年11月期)	第 48 期 (2017年11月期)	第 49 期 (2018年11月期)	第 50 期 (2019年11月期) (当期)
売 上 高 (千円)	2,828,353	2,880,920	2,996,113	2,924,481
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	△11,014	△16,325	50,472	1,744
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	△23,560	△23,527	31,164	△13,122
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)	△9円51銭	△9円50銭	12円58銭	△5円30銭
総 資 産 (千円)	5,752,773	5,779,393	5,890,609	5,790,836
純 資 産 (千円)	4,868,361	4,823,171	4,819,075	4,776,924

(注) 1.「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2.『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を当期から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。

(6) 主要な事業内容（2019年11月30日現在）

当社は、次に掲げる商品の輸出入、販売等を行っております。

区 分	主 要 営 業 品 目
フ イ ッ シ ン グ 事 業	ルアー用品、フライ用品
ア ウ ト ド ア 事 業	アウトドア用品
そ の 他	不動産賃貸業

(7) 主要な営業所（2019年11月30日現在）

本 社	東京都墨田区
商 品 セ ン タ ー	千葉県習志野市東習志野
フォックスファイヤーストア 33店	国内主要都市

(8) 従業員の状況（2019年11月30日現在）

従 業 員 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
期 末 人 数	前期末比増減		
72名	1名増	44歳11ヵ月	17年11ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、契約社員等臨時従業員は含まれておりません。
2. 契約社員等臨時従業員の期中平均雇用人数は97名であります。

(9) 主要な借入先（2019年11月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2019年11月30日現在）

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 2,476,550株（自己株式 863,445株を除く）
- ③株主数 2,151名
- ④大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スノーピーク	340千株	13.7%
酒井誠一	177	7.2
酒井貞彦	173	7.0
INTERACTIVE BROKERS LLC	160	6.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	116	4.7
酒井八重子	95	3.8
酒井由紀子	95	3.8
株式会社オーナーバリー	84	3.4
S M B C 日興証券株式会社	55	2.2
株式会社三菱UFJ銀行	55	2.2

（注） 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（863,445株）を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒 井 誠 一	
常 務 取 締 役	中 山 芳 忠	管理部長
取 締 役	増 田 豊	社長室長
取 締 役	杉 本 安 信	アウトドア部長
取締役(常勤監査等委員)	迫 田 邦 之	
取締役(監査等委員)	千 田 一 夫	水道機工株式会社 取締役（監査等委員）
取締役(監査等委員)	関 口 義 信	

- (注) 1. 取締役千田一夫氏及び関口義信氏は、社外取締役であります。
2. 取締役千田一夫氏及び関口義信氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、迫田邦之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	4 名	37,300千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	8,640千円 (3,120千円)
合 計	7 名	45,940千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第46期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議しております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第46期定時株主総会において、年額17,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）千田一夫氏は、水道機工株式会社の取締役（監査等委員）を兼務しております。水道機工株式会社と当社との間には取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	千 田 一 夫	当事業年度開催の定例月次取締役会、監査等委員会の全回に出席し、必要に応じ、これまで培ってきた豊富な経験と知見に基づき、主に情報処理に係わる事項について、妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	関 口 義 信	当事業年度開催の定例月次取締役会、監査等委員会の全回に出席し、必要に応じ、これまで培ってきた豊富な経験と知見に基づき、主に内部統制に係わる事項について、妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

なお、明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
会計監査人としての報酬等の額	14,200千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会が、アーク有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、会計監査人の監査計画及び監査日数の内容、報酬見積りの算定根拠などについて確認し、当社の規模を考慮し他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況等
会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制に係わる規程の作成、体制の整備を図り、行動規範とする。
 - ②コンプライアンス担当取締役を置き、法令及び社会規範の遵守のための社内教育を実施する。
 - ③社内コンプライアンス上の問題点の把握に努め、問題点を発見した場合の内部通報の体制の整備を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書の保存・管理の取締役責任者の選定をし、文書管理規程の機密文書等の取り扱いに従い取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ②取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①コンプライアンス、季節変動と自然災害、環境、品質、著しい経済変動、輸出入における政治・経済情勢の変化及び法規制、情報セキュリティ等に係わるリスク管理については、各部門の担当取締役が行うものとする。
 - ②新たなリスク発生時には取締役会において速やかに対応責任者を選定する。
 - ③管理部は、会社全体のリスクの発生を防止するため、各部門の担当取締役と情報の共有を図り網羅的に全体のリスクを管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、法令で定められた事項をはじめとする経営に係わる重要事項の決定を行う。
 - ②迅速な意思決定を図るため、社長、各取締役、各部長から構成される部長会を適時開催し、目標達成のための情報の共有化を図り、重要案件の討議を行う。
 - ③取締役会における年度予算を策定し、修正予算を組み、月次・四半期業績の報告、具体的改善策と実施結果の検証を行う。
- (5) 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項
 - ①監査等委員会は、当社の社員に監査業務に必要な事項を指示できるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員はその指示に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び所属部門長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ②当該監査業務補助社員の任命、異動等については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告を受けた者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報体制下における通報の状況等を報告する。また、取締役及び社員は監査等委員会から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査等委員または監査等委員会に必要な報告を行う。
 - ② 監査等委員会には、稟議書その他主要な重要書類を回付し、また要請があれば直ちに関連資料等を提出する。
 - ③ 監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、監査業務を適切に遂行するため代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、業務執行者との意思疎通、情報交換等を図り監査を実施する。
 - ② 監査等委員会は、監査の実施に当り、法律、会計面に関する社外からの公正かつ適切な助言、指導等を受けるため、専門の弁護士や会計監査人とも相互連携する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をした時は、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
- ① 反社会的勢力の排除に向け、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
 - ② 当社社長室を窓口とし、警察及び弁護士との連携のほか、本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、暴力排除活動の促進に積極的に参加する。
- (10) 業務の適正を確保するための運用状況の概要
- 当社は、財務報告の適正を確保し、法令を遵守した効率的な事業運営を目的として、内部統制システムを構築しております。全社横断的な視点から内部統制システムを整備するとともに運用状況を評価し、必要に応じて当該担当部署に改善指示を行うことにより、内部統制システムの実効性を向上させております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分比は表示単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 記載金額には消費税等を含んでおりません。

貸 借 対 照 表

(2019年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,047,592	流 動 負 債	775,187
現 金 及 び 預 金	2,008,651	支 払 手 形	547,771
受 取 手 形	109,545	買 掛 金	23,619
売 掛 金	454,951	リ ー ス 債 務	1,172
商 品	1,429,863	未 払 金	53,349
貯 蔵 品	26,175	未 払 費 用	47,375
前 渡 金	76	未 払 法 人 税 等	21,741
前 払 費 用	16,450	未 払 消 費 税 等	16,334
そ の 他	3,975	前 受 金	3,992
貸 倒 引 当 金	△2,097	預 り 金	16,689
固 定 資 産	1,743,244	返 品 調 整 引 当 金	41,615
有 形 固 定 資 産	1,194,799	賞 与 引 当 金	1,525
建 物	530,838	固 定 負 債	238,724
構 築 物	3,376	長 期 未 払 金	51,621
機 械 装 置	74	リ ー ス 債 務	2,150
車 両 運 搬 具	1,177	退 職 給 付 引 当 金	152,149
工 具 器 具 備 品	5,956	受 入 保 証 金	4,973
土 地	653,376	資 産 除 去 債 務	27,830
無 形 固 定 資 産	11,686	負 債 合 計	1,013,912
商 標 権	3,173	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,414	株 主 資 本	4,761,659
リ ー ス 資 産	3,077	資 本 金	1,079,998
電 話 加 入 権	4,020	資 本 剰 余 金	3,861,448
投 資 そ の 他 の 資 産	536,758	資 本 準 備 金	3,561,448
投 資 有 価 証 券	456,874	そ の 他 資 本 剰 余 金	300,000
長 期 前 払 費 用	3,811	利 益 剰 余 金	298,246
繰 延 税 金 資 産	13,974	利 益 準 備 金	74,205
敷 金 及 び 保 証 金	62,098	そ の 他 利 益 剰 余 金	224,041
		繰 越 利 益 剰 余 金	224,041
		自 己 株 式	△478,034
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,265
		その他有価証券評価差額金	15,265
		純 資 産 合 計	4,776,924
資 産 合 計	5,790,836	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,790,836

損 益 計 算 書

(2018年12月 1 日から2019年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上	高 価				2,924,481
売 上 原 価					1,596,772
売 上 総 利 益					1,327,708
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額					32,533
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額					41,615
差 引 売 上 総 利 益					1,318,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					1,323,570
営 業 損 失					4,942
営 業 外 収 益					
受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,310			
有 価 証 券 利 息		1,535			
為 替 差 益		2,448			
そ の 他 の 営 業 外 収 益		1,397			6,692
営 業 外 費 用					
そ の 他 の 営 業 外 費 用		6			6
経 常 利 益					1,744
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損		0			0
税 引 前 当 期 純 利 益					1,744
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		15,448			
過 年 度 法 人 税 等		2,954			
法 人 税 等 調 整 額		△3,536			
当 期 純 損 失					13,122

株主資本等変動計算書

(2018年12月 1 日から2019年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2018年12月 1 日 残 高	1,079,998	3,561,448	300,000	3,861,448	74,205	266,881	341,087
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△29,718	△29,718
当 期 純 損 失 (△)						△13,122	△13,122
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△42,840	△42,840
2019年11月30日 残 高	1,079,998	3,561,448	300,000	3,861,448	74,205	224,041	298,246

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年12月 1 日 残 高	△478,034	4,804,500	14,575	14,575	4,819,075
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△29,718			△29,718
当 期 純 損 失 (△)		△13,122			△13,122
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			689	689	689
事業年度中の変動額合計	—	△42,840	689	689	△42,151
2019年11月30日 残 高	△478,034	4,761,659	15,265	15,265	4,776,924

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

なお、時価法の適用により生じた評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年 / 工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用 定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案し返品見込額を見積り、その売上総利益額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当社では簡便法を適用しており、自己都合退職による期末要支給額から、中小企業退職金共済制度による給付相当額を控除後の金額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

また、税効果会計関係に関する注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	1,757,673千円
----------------	-------------

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	17,615千円
------	----------

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式／普通株式(株)	3,339,995	—	—	3,339,995
自己株式／普通株式(株)	863,445	—	—	863,445

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年2月27日 定時株主総会	普通株式	29,718	12.00	2018年11月30日	2019年2月28日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,718	12.00	2019年 11月30日	2020年 2月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

長 期 未 払 金	15,808千円
退 職 給 付 引 当 金	46,595千円
た な 卸 資 産 評 価 損	12,896千円
未 払 事 業 税	4,533千円
資 産 除 去 債 務	8,523千円
繰 越 欠 損 金	48,124千円
減 損 損 失	425,662千円
そ の 他	12,979千円
繰 延 税 金 資 産 小 計	575,124千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△48,124千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△506,934千円
評 価 性 引 当 額 小 計	△555,058千円
繰 延 税 金 資 産 合 計	20,065千円

2. 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,006千円
その他有価証券評価差額金	△5,084千円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△6,090千円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	13,974千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については仕入計画に照らして、その一部資金を銀行等金融機関からの借入にて調達し、資金運用については安全性の高い金融商品に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、債権管理規程及び販売管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や高格付社債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、殆どが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、役員退職慰労引当金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません((注)2.をご参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,008,651	2,008,651	—
(2) 受取手形	109,545	109,545	—
(3) 売掛金	454,951	454,951	—
(4) 投資有価証券	456,874	456,874	—
資 産 計	3,030,022	3,030,022	—
(1) 支払手形	547,771	547,771	—
(2) 買掛金	23,619	23,619	—
(3) 未払金	53,349	53,349	—
負 債 計	624,740	624,740	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(千円)

区分	当事業年度 (2019年11月30日)
敷金及び保証金	62,098
長期未払金	51,621

敷金及び保証金については、償還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務ではありますが、当該役員の退職時期が特定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	2,008,651	—	—	—
(2) 受取手形	109,545	—	—	—
(3) 売掛金	454,951	—	—	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	—	400,604	—
資 産 計	2,573,148	—	400,604	—

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,928円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 5円30銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年1月23日

株式会社 ティムコ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 貫 泰 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 井 裕 太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティムコの2018年12月1日から2019年11月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年12月1日から2019年11月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月23日

株式会社ティムコ 監査等委員会

常勤監査等委員 迫 田 邦 之[㊞]

監査等委員 千 田 一 夫[㊞]

監査等委員 関 口 義 信[㊞]

(注) 監査等委員千田一夫氏及び関口義信氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、利益状況を勘案し株主の皆様への配当を重視した利益配分を行うことを原則としております。

このような方針に基づき、第50期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額 29,718,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年2月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	さか い せい いち 酒 井 誠 一 (1968年7月11日生)	1992年11月 当社入社 1995年4月 当社社長室長 2003年2月 当社取締役社長室長 2007年2月 当社常務取締役社長室長 2008年6月 当社アウトドア部担当兼務 2010年12月 当社常務取締役アウトドア部担当 2011年2月 当社代表取締役社長 現在に至る	177,400株
2	なか やま よし ただ 中 山 芳 忠 (1949年8月26日生)	1993年5月 当社入社 1993年12月 当社管理部長 1997年2月 当社取締役管理部長 2003年2月 当社常務取締役管理部長 現在に至る	1,000株
3	ます だ ゆたか 増 田 豊 (1959年2月27日生)	1981年4月 当社入社 1998年12月 当社アウトドア用品部長 2000年2月 当社取締役アウトドア用品部長 2003年12月 当社取締役商品部長 2008年6月 当社取締役カスタマーリレーションズ部長 2010年12月 当社取締役社長室長 現在に至る	3,000株
4	すぎ もと やす のぶ 杉 本 安 信 (1963年10月19日生)	1986年3月 当社入社 2008年6月 当社アウトドア部長 2011年2月 当社取締役アウトドア部長 現在に至る	1,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	きこ だ くに ゆき 迫 田 邦 之 (1954年2月19日生)	1981年7月 当社入社 2000年4月 当社管理部総務担当部長兼商品センター担 当部長 2014年2月 当社嘱託社員 2015年2月 当社常勤監査役 2016年2月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る	700株
2	ち だ かず お 夫 千 田 一 夫 (1948年9月6日生)	1967年4月 富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年2月 同行 新松戸支店 支店長 2002年4月 矢野新商事株式会社 執行役員経理部長 2006年4月 みずほスタッフ株式会社 顧問 2006年6月 同社 常勤監査役 2009年6月 水道機工株式会社 非常勤監査役 2010年2月 当社監査役 2016年2月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る 2016年6月 水道機工株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る	一 株
3	せき ぐち よし のぶ 関 口 義 信 (1949年8月16日生)	1972年4月 株式会社神戸銀行（現株式会社三井住友銀 行）入行 1990年3月 同行 資金証券企画部副部長 2000年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会 社 常務取締役 2007年6月 さくらカード株式会社 監査役 2012年6月 同社退社 2015年2月 当社監査役 2016年2月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	一 株

(注) 1. 千田一夫氏及び関口義信氏は、社外取締役候補者であります。

2. 千田一夫氏及び関口義信氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 社外取締役候補者の選任理由、独立性及び監査等委員である取締役との責任限定契約について
 - (1) 千田一夫氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する幅広い知見を有しており、社外取締役に就任された場合、独立した立場から、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。
 - (2) 関口義信氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する幅広い知見を有しており、社外取締役に就任された場合、独立した立場から、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。
 - (3) 監査等委員である取締役との責任限定契約について
各氏の選任が承認された場合には、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 千田一夫氏及び関口義信氏が社外取締役(監査等委員)に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

以 上

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場

当社本社 4 階会議室

東京都墨田区菊川三丁目 1 番11号 TEL : 03 (5600) 0122



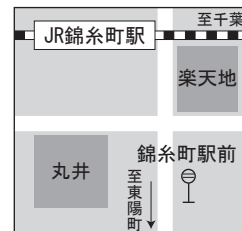
交通

地下鉄 都営新宿線「菊川駅」下車（A 4 出口）徒歩約 3 分

J R 「錦糸町駅」より

都営バス（築地駅前行）菊川三丁目下車徒歩約 3 分

※ J R 錦糸町駅より都営バスをご利用の方は、右図をご参照ください。



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。